

事務事業名 男女共同推進センター相談事業

出力日：令和07年03月18日

キーコード：87

施 策：	13	人権尊重のまちづくり	財務コード	01020113-05-070
基本事業：	04	女性の人権擁護	担当部	総務部
基本事業の 成果指標	①女性の人権侵害を受けた割合 ②女性の人権に関する相談窓口の認知数（平均）		担当課	人権政策・男女共同参画課
			担当係	男女共同参画担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度		平成13年度 ～		新規・継続		継続		会計区分				実施計画			
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）				2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）											
女性（相談内容により男性）				女性がかかえる様々な問題や悩みの相談窓口として、市役所内及び生涯学習センターに設置している男女共同推進センターの相談室にて、女性相談員による総合相談事業および専門的相談である女性弁護士による法律相談事業を実施するもの。											
				(1)女性相談員による随時の総合相談事業（面接相談、電話による相談） 女性相談員による総合相談 月曜日～金曜日 9:00～16:30											
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）				(2)専門的相談事業（面接相談） 女性弁護士による法律相談 第2・4火曜日 13:00～16:00（一人30分）（2週間前からの予約制）											
女性のさまざまな相談に応じることで、問題の解決や女性の自立を支援する。															
4. 成果（簡易評価は未記入）															
成果指標名称			単位	04年度 実績	05年度 実績	06年度 当初	07年度 要求	08年度 計画	09年度 計画	目標					
男女共同推進センター相談室への相談実件数			件	1,091	995	1,000	1,000			1,000					
新規の相談件数			件	453	470	450	450			450					
5. コスト															
事業費			計	千円	3,608	5,574	6,265	7,024							
			国	千円	0	0	0	0							
			県	千円	0	0	0	0							
			地方債	千円	0	0	0	0							
			その他	千円	0	0	0	0							
一般			千円	3,608	5,574	6,265	7,024								
正職員人工数			人工	0.4	0.4	0.4	0.4								
正職員人件費			千円	3,091	3,126	3,209									
トータルコスト(事業費+正職員人件費)			千円	6,699	8,700	9,474	7,024								
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）															
●あがっている			相談内容は、夫婦間や親子間の問題、地域での人間関係、さらには本人の精神的な問題など複雑に絡みあう相談が増加しており、相談内容に応じて庁内外の関係機関と連携して問題の解決にあたっている。一回の相談では解決しない複雑な問題に対しては継続的な相談により問題解決策を提示し支援している。												
○どちらかといえばあがっている			相談室の本庁への移転によって相談室に来づらくなった人への対応として、月に2日は本庁以外の相談室でも相談を受けており相談者が安心して相談できる環境整備に努めている。												
○あがっていない（停滞・低下）			R5の相談実件数995件の内訳は、法律相談89件、総合相談906件（内新規470件）。新規の相談が増加し続けている。												
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）															
対象動向	増加	類似事業	あり	類似事業としては、総務課が実施する無料法律相談と、「女性に対するあらゆる暴力の根絶事業」で実施している「ちくし女性ホットライン」がある。											
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし												
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし												
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり												
成果向上余地	大きい														
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）															
				■改善方向性				●維持 ○見直し ○廃止 ○事業終了							
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）															
総合相談体制の見直しを行い、令和5年度から相談員2名体制（週5と週3）になった。 これにより、複雑化・多様化する相談事例について検討、協議しながら対応でき、相談員のスキル向上や心理的負担の軽減が図られた。また、本庁以外の場所での相談日にも本庁の総合相談窓口を閉鎖せずに対応できるようになった。															
■事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）				■備考・特記事項 or 進行管理欄											
社会情勢の変化に伴う女性相談に関するニーズの高まりを踏まえ、平成13年度から相談事業を実施している。近年では、男性に対するDVやセクハラも新たな課題となっており、市民の人権尊重に関する認識を高めるとともに、暴力防止のための広報・啓発活動や被害者支援を継続していかなければならない。				令和6年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行。各課既存事業の中で対応はしているところであるが、法に基づく支援体制の整理が必要である。											